

第15期第11回福岡県情報公開審査会次第

日時：平成27年11月24日（火）10時00分～

場所：県庁行政棟特9会議室

1 開 会

2 審 査

「特定県営住宅の管理人の任命に関する文書等の部分開示決定処分に対する異議申立て」（答申案）

3 その他

行政不服審査法の全部改正に伴う審査事務の変更点等について（報告）

4 閉 会

〈資料〉

- 審査案件一覧
- 行政不服審査法の全部改正に伴う審査事務の変更点等について
- 会議録（案）（平成27年10月26日 第15期第10回審査会）

行政不服審査法の全部改正に伴う審査事務の変更点等について

1 変更点

(1) 不作為案件の審査について

現行の条例では、条例に基づく処分に係る不作為に対する不服申立てについては、諮問の対象となっていない。（情報公開条例第 19 条、個人情報保護条例第 40 条）

法改正後は、不作為に対する審査請求も諮問の対象になる。

- 不作為が違法又は不当であるか否かという実体判断を行う。
- 判断に誤りがある場合は、「一定の処分」をすべきか否かまで調査審議の対象とし、処分すべきであると判断した場合は、どのような処分をすべきかを答申する。

(2) 審査請求から諮問までの流れの変更

審査庁は、処分庁に対して弁明書の提出を求め（審査庁＝処分庁である場合は、自ら弁明書を作成し）、審査請求人に送付しなければならない。（改正法第 29 条）

審査請求から諮問までの流れの変更（→ 時間がかかる）

- 審査庁：弁明書の求め・送付、反論書の求め・送付 → その後、諮問
 └─┬─「理由説明書」に該当
 └─┬─「意見書」に該当
- 審査会・審議会：諮問後に口頭意見陳述の意向確認

(3) 口頭意見陳述の変更について

改正法では、審査請求人の権利拡充のため、全ての審理関係人を招集して実施するとともに、口頭意見陳述の申立人に処分庁等に対する質問を認めている。（改正法第 31 条）

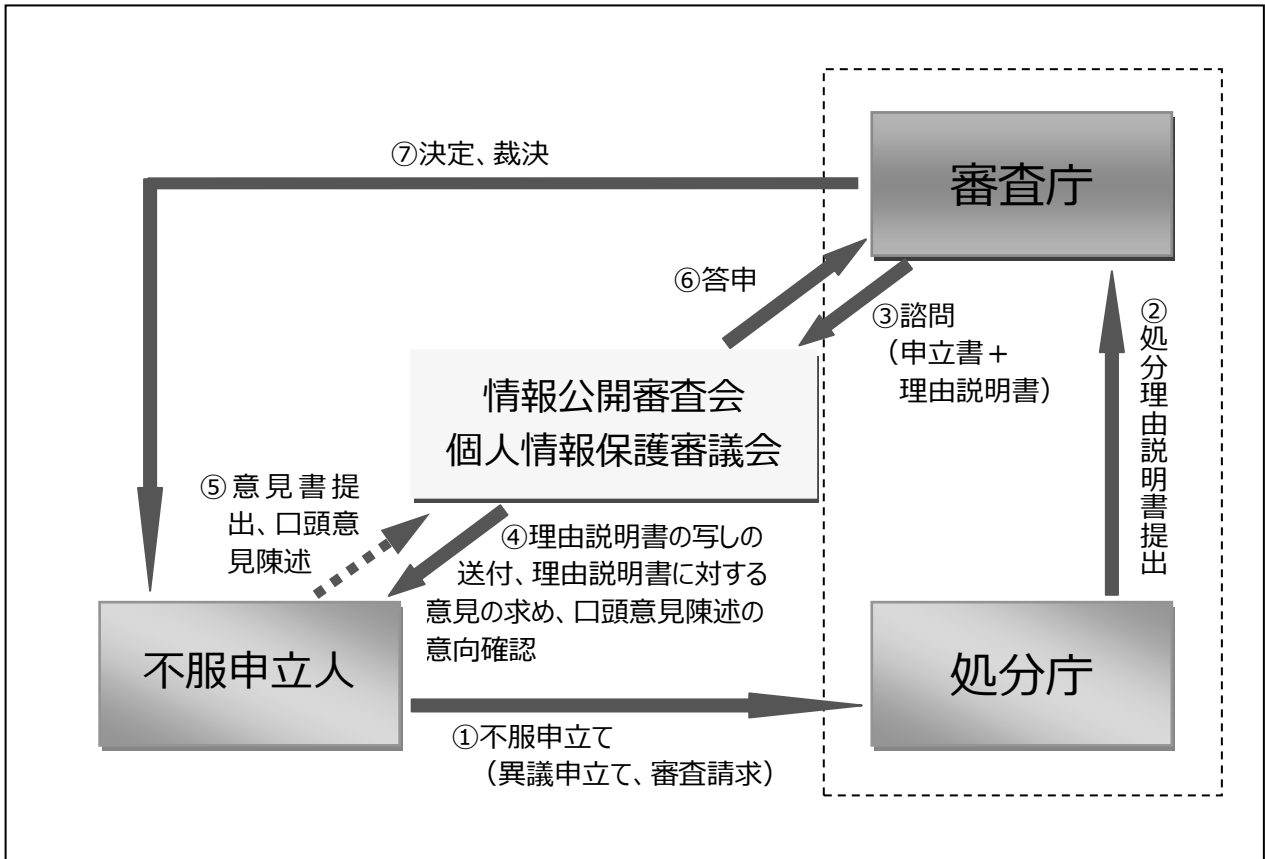
行政不服審査法との整合性を図るために、口頭意見陳述の方法を変更する。

- 全ての審理関係人を招集する。
 ※ 審理関係人：審査請求人、参加人及び処分庁又は不作為に係る行政庁
- 処分庁又は不作為に係る行政庁に対する質問を認める。

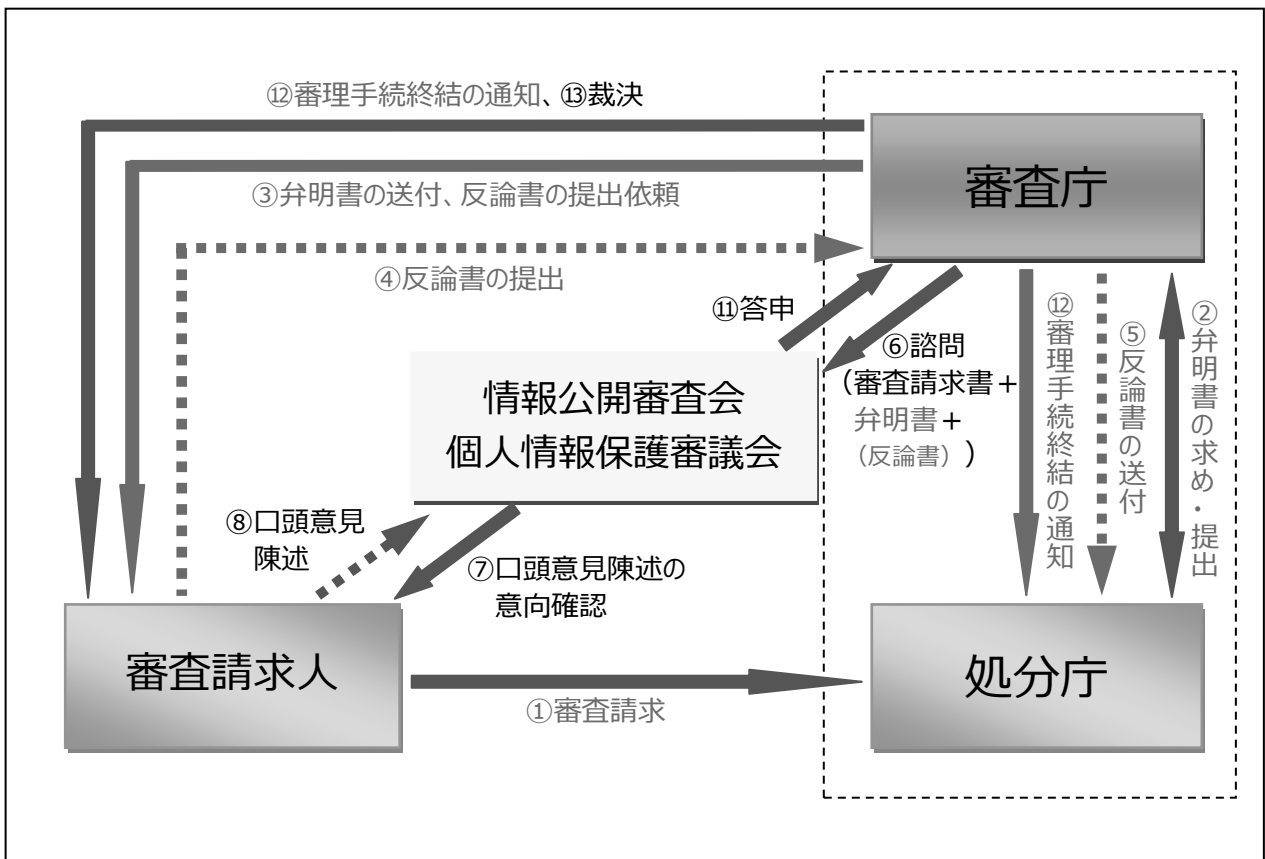
2 事務の変更に伴う規程の整備

- 「福岡県情報公開審査会運営要領」
 - 「福岡県個人情報保護審議会の運営について」
- } の改正が必要

【現行】



【改正後】



行政不服審査法（改正後）

（弁明書の提出）

第二十九条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

- 2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。
- 3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - 一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由
 - 二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由
- 4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。
 - 一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書
 - 二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書
- 5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

（口頭意見陳述）

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

（不作為についての審査請求の裁決）

第四十九条 略

- 3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法または不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。
 - 一 不作為の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
 - 二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。

4、5 略

注：審理員の適用を除外したときは、「審理員」を「審査庁」と読み替える。（改正法第9条第3項）